坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業

助成金申請要項

|  |
| --- |
| 1．申請期間　　　令和３年１月１５日(金)から令和３年３月５日(金)まで2．申請方法　　　申請書類を商工会の本所、支所窓口に持参してください。　■坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町上新庄2-10-1　　℡66-3324　　■坂井市商工会　三国支所　　　　三国町北本町3-2-12　　℡82-5055　　■坂井市商工会　春江支所　　　春江町江留下相田35-1　℡51-2211　　■坂井市商工会　丸岡支所　　　　丸岡町一本田5-76　　　℡66-65553.申請な必要な書類の入手方法下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。　（1）坂井市商工会のホームページからダウンロード　　（ＵＲＬ）http://shoko**-**sakaicity.or.jp/（2）坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口4．問合せ先　　ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧いただくか、下記までお問合せ下さい　坂井市商工会　本所･坂井支所　坂井町上新庄2-10-1　　(電　　話)　０７７６－６６－３３２４　(受付時間)　午前8時30分～午後5時00分まで(土、日および祝日は除きます。) |

坂　井　市　商　工　会

坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金申請要項

1．助成金名称

坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金

2．事業の目的

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、坂井市「安心の宿宣言」支援事業補助金（以下、「市補助金」という）を活用し感染対策防止費用の一部を補助して頂き、市民や観光客のみなさんが安心して訪れることができるよう、新型コロナウイルス感染症の感染予防に取組んでいる事業者に対して、予算の範囲内で商工会独自の上乗せ助成を行い事業主負担の軽減することにより、その事業継続を支援することを目的とする。

3．助成対象者

市内に主たる事業所を有する宿泊事業者でかつ、商工会会員であって、次の各号に該当するもの

（1）坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金の補助金採択(交付決定兼確定通知書「様式第3号」)を受け、補助事業が完了したもの

（2）坂井市商工会の会費が未納でないこと

4．助成対象事業

　〇対象事業　令和2年9月1日から令和3年2月26日までに市補助金を申請し確定通知を受けた事業

　〇対象経費　対象事業となる市補助金の助成対象経費

5．助成率等

　（1）市補助率1/2の額（1,000円単位未満切捨）に対して商工会助成率1/8以内**(**1,000円単位未満切捨「**上限25,000円」)**とします

　【例】補助対象経費40万円の場合　市補助金200,000円　商工会助成金25,000円

　---------------------------------------------　補助対象経費40万円　------------------------------------

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　市補助金（1/2）　　　　　　20万円 | 　　　　　自己負担(1/2)　　　　　　　20万円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　市補助金（1/2）　　　　　　20万円 | **商工会助成金** **2.5万円** | 自己負担　　17.5万円 |

　【例】補助対象経費32万円の場合　市補助金160,000円　商工会助成金20,000円

　---------------------------------------------　補助対象経費32万円　--------------------------------------

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　市補助金（1/2）　　　　　　　16万円 | 　　　　　自己負担(1/2)　　　　　　　16万円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　市補助金（1/2）　　　　　　　16万円 | **商工会助成金** **2万円** | 自己負担　　　14万円 |

6．申請期限

　令和3年3月5日(金)

7．提出書類

　◆交付申請兼請求時

　　〇坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金（坂井市「安心の宿宣言」支援事業補助金）交付申請兼請求書(様式第1号)

　【添付書類】・市補助金にかかる交付決定兼確定通知書（様式第3号）の写し

・経費の配分調書(様式第１号　別紙)　事業実績明細書(様式第２号)の写し

　　　　　　　・通帳の表紙裏見開きページの写し

8．申請窓口

■坂井市商工会　本所･坂井支所　℡66-3324　■坂井市商工会　三国支所　℡82-5055

　■坂井市商工会　春江支所　　　　℡51-2211　■坂井市商工会　丸岡支所　℡66-6555

〇　申請の流れ

　市の補助事業完了、市補助金額の確定通知を受け事業費確定後に、必要書類を添付して

坂井市商工会(本所、支所)へ申請をする。【**令和３年３月５日申請期限】**

　　◇市補助金の手続き

①感染防止対策事業完了

②市補助金の交付申請　(→採択、市補助金交付決定兼確定通知受領)

　　　　　　　↓

　　◆坂井商工会助成金申請(3/5期限)　→　審査・交付決定　→　補助金交付決定兼確定

通知書を送付→　支払

〇　留意事項

　・助成金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消します。この場合、申請者は速やかに助成金を返還することとなります。

　・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合があります。

坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊事業者に対し、感染防止対策費用の一部を助成することにより、感染症対策を図るとともに、小規模事業者支援を行うことを目的とし、助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この要綱において、｢小規模事業者等｣とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第５４号）第２条に規定する中小企業者及び小規模事業者をいう。

（助成金の交付対象者）

第３条　助成金の交付対象となる事業者は、市内に主たる事業所を有する宿泊業者でかつ、商工会会員である者とする

（助成金事業の経費範囲）

第４条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染防止対策に要した経費とし、令和２年４月１日から令和３年２月２６日までに事業を実施し、かつ支払った経費(消費税を除く。)であり、市補助金を申請し確定通知を受けた事業に基づく経費を対象にする。ただし、国、県等から補助を受けている経費、又は受ける予定の経費は対象外とする。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、市補助金を申請し確定通知を受けた市補助金額の8分の１以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）で25,000円を限度とし、予算の範囲内とする。ただし、補助金の申請は原則として1会員につき1回限りとする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、令和３年３月５日までに、坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式第１号)に次の書類を添えて、商工会長に提出しなければならない。

（1）市補助金にかかる交付決定兼確定通知書（様式第3号）の写し

（2）経費の配分調書(様式第１号　別紙)　事業実績明細書(様式第２号)の写し

　（3）その他商工会長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第７条　商工会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

２　商工会長は、前項の規定により交付について決定したときは、坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業交付決定兼確定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第8条　商工会長は、前条第２項の規定により、助成金の額について通知したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（その他）

第9条　この要綱の定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

　　附　則

　（施行期日）

　1　この要綱は、令和３年１月１５日から施行する。

　　（失効）

　2.この要綱は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号

申請日　　　年　　月　　日

坂井市商工会長　様

（申請者）所在地

名　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業　交付申請書兼請求書

|  |  |
| --- | --- |
| 1.助成年度 | 　　　　　　　令和２年度 |
| 2.助成金等の名称 | 坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金 |
| 3.助成事業等 | (1)名称 | 坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業 |
| (2)目的 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、感染防止対策費用の一部を補助することにより、感染症対策を図るとともに、事業者支援を行う。 |
| (3)概要 | 感染対策費用に要した経費に対する市補助確定額の1/8**(上限25,000円)**を助成する。 |
| (4)事業期間 | 　　　着手 | 　　令和　　年　　月　　日 |
| 　　　完了 | 　　令和　　年　　月　　日 |
| 4.助成金等の交付申請及び請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 5.経費の配分 | 市補助金申請時の経費 |
| 6.助成金等の振込先 | 金融機関名・支店名 | 銀行　　　　　支店信金　　　　　営業部 |
| 口座種別 | 　　　　　普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |
| (フリガナ)口座名義人 |  |
| 7.添付書類 | □市補助金にかかる交付決定兼確定通知書（様式第3号）の写し□経費の配分調書(様式第１号別紙)　事業実績明細書(様式第２号)の写し□通帳の表紙裏見開きページの写し□その他商工会長が必要と認める書類**(必要な場合のみ)** |

※個人情報に関する事項

　本同意により得られた情報は、坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業助成金交付申請に関わる目的以外には使用しません。

様式第2号(第3関係)

坂井市商工第　　　号

令和　年　　月　　日

　社名・名称

　代表者名　　　　　　　　　　　様

坂　井　商　工　会

会長　半澤　政丈　㊞

坂井市商工会「安心の宿宣言」支援事業　交付決定通知書

　令和　年　月　日付けで申請のあった標記助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

助成金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円